

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局 名	九州農政局
-----	-------

都道府県名	熊本県	関係市町村名	くまぐんたらぎまち 球磨郡多良木町
事業名	水利施設等保全高度化事業	地区名	だいにたらぎ 第二多良木
事業主体名	熊本県	事業採択年度	平成 27(2015)年度
<p>〔事業内容〕</p> <p>事業目的： 本地区は、熊本県の南東部に位置した平坦な水田地帯で、水稻を中心に大豆、野菜等を組み合わせた土地利用型農業が展開されている。本地区の用水路及び排水路は、昭和 47(1972)年～昭和 60(1985)年に整備され、供用開始から 30 年以上が経過し、用水路の不同沈下による越水・漏水等により用水不足が生じ水管理に苦慮するとともに、用水路及び排水路は老朽化の進行で維持管理に多大な労力を費やしている。</p> <p>以上の状況から、用水路及び排水路の適正勾配への調整、必要断面への更新を行う事により既存の水管理システムを更新し、水利用・水管理の効率化・省力化や水利施設の安全性向上を進め、本地域の農業競争力強化を図ることを目的としている。</p> <p>受益面積： 336ha 主要工事計画： 用水路工 32km 排水路工 19km</p> <p>総事業費： 2,888 百万円（計画総事業費：2,844 百万円）</p> <p>工期： 平成 27(2015)年度～令和 8(2026)年度 （計画工期：平成 27(2015)年度～令和 7(2025)年度）</p> <p>関連事業： 農村地域防災減災事業仁原地区</p>			
<p>〔項目〕</p> <p>ア 事業の進捗状況 平成 27 年度の事業開始以降、令和 6 年度までに用水路及び排水路の整備は約 9 割（46 km/51 km）進捗している。</p> <p>① 計画工期に対して著しい変更は認められないか 本地区は、令和 2(2020)年に発生した熊本豪雨からの復旧工事の影響から、入札不調・不落が生じている状況であるが、令和 8(2026)年度完了に向け、計画的な事業実施に努める。</p> <p>② 地元負担等について、関係者間の合意形成が図られているか 地元負担について関係者との合意形成が図られている。</p> <p>イ 関連事業の進捗状況 本地区の関連事業は「農村地域防災減災事業仁原地区」である。令和元(2019)年度に事業が完了し、供用を開始している。</p>			

① 「農業農村整備事業管理計画」等に即し、関連施策等との連携・調整が行われているか
農業農村整備事業管理計画に即し、適切に連携・調整が行われている。

② 国営附帯地区については、国営事業との進捗調整が図られているか
該当なし

ウ 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化

① 受益面積の増又は減が10%未満であるか
計画変更(令和6(2024)年9月計画確定)以降、受益面積の変動は生じていない。

② 主要工事計画の著しい変更が認められないか
計画変更(令和6(2024)年9月計画確定)以降、主要工事計画の変更は生じていない。

エ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化(費用対効果分析の結果を含む)

① 工法や事業量の変更に伴う事業費増分(労賃又は物価の変動によるものを除く。)が計画事業費の10%未満であるか
計画変更(令和6(2024)年9月計画確定)以降、工法や事業量の変更に伴う計画事業費の変更は生じていない。

② 市町村等が策定する農業振興計画等との整合が図られているか
多良木町の農業振興地域整備計画と整合が図られている。

③ 費用対効果分析の結果
(B/C) 2.37(現計画時:2.00)

オ 事業コスト縮減等の可能性

工事に伴う建設発生土について、有料処分場に搬出せず地域内で有効利用できるよう、多良木町役場と連携して町が管理する仮置き場に搬出し、別途工事に利用している。

カ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向

本地区は、用水路の不同沈下による越水・漏水等により用水不足が生じ水管理に苦慮するとともに、用水路及び排水路は老朽化の進行で維持管理に多大な労力を費やしている。そのため受益農家は、関係路線の改修・改善を望んでいた。受益農家は、推進委員と協力し営農の調整を行っており、工事に協力し事業の早期完成を強く要望している。

また、関係町である多良木町、関係団体である幸野溝土地改良区は、熊本県と連携しながら積極的に地元調整を行っており、事業の早期完成を要望している。

キ 代替案の実現可能性

該当なし

ク その他

① 環境等の調和への配慮

本地区は、多良木町田園環境マスタープランにおいて、環境配慮区域に設定されている。事業計画時に地域情報環境会議を実施し、環境負荷低減や動物と共生する環境を創設することを目的とした、環境配慮型排水路を設けることとした。

また、工事施工時においては、周辺環境に影響を及ぼさないように、排ガス対策型や低騒音・低振動型の作業機械を使用するとともに、保全対象となる動物又は植物を確認した場合には、当該個体に支障が生じないよう速やかに安全な場所へ移動させることとした。

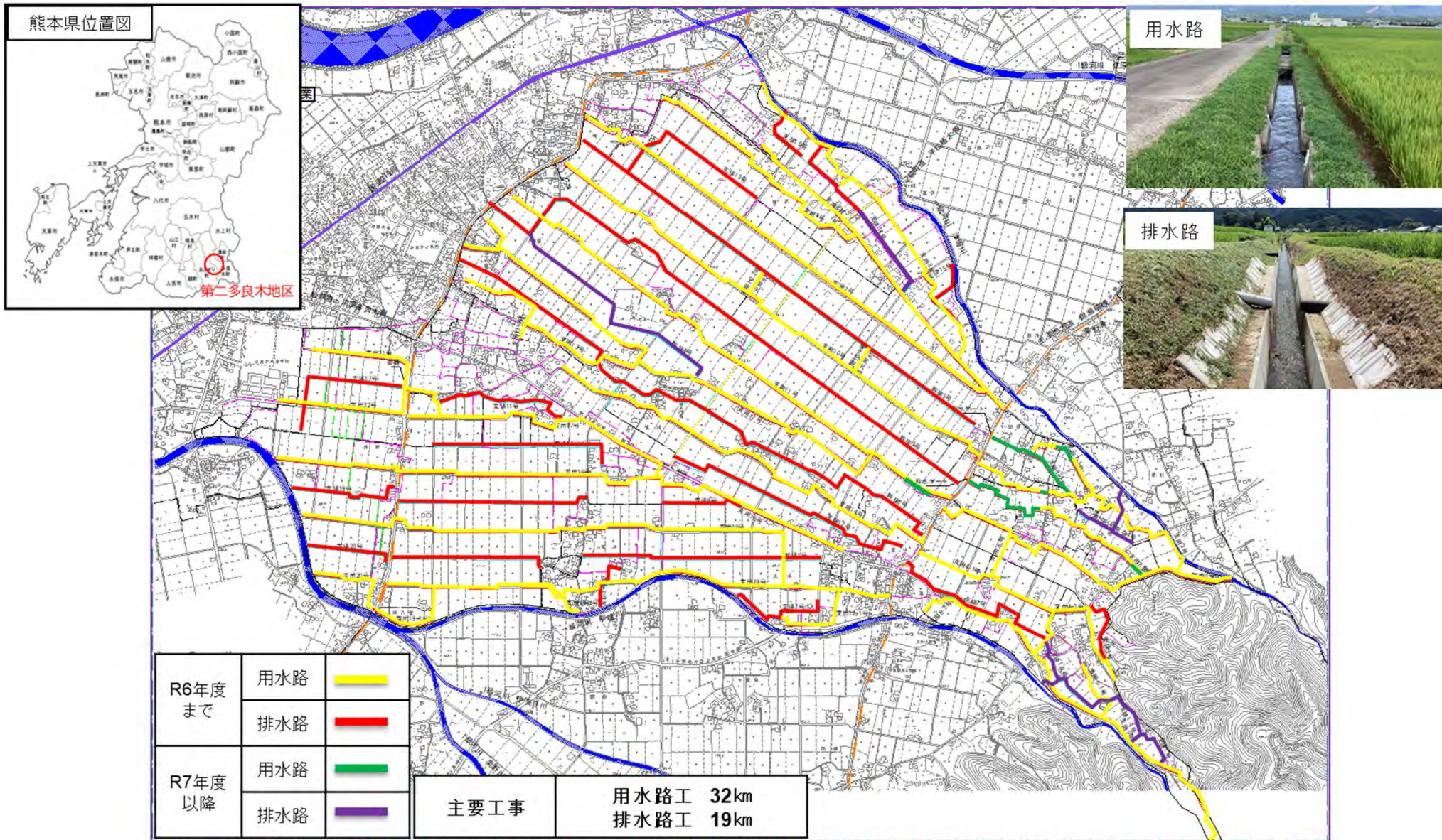
② 計画変更

第1回計画変更年月日(計画確定日) 令和6(2024)年9月26日

事業主体の 事業実施方針	継続する。
事業主体の 予算要求方針	令和8年度予算を要求する。
第三者 の意見	<p>本地区では、現在までに用水路及び排水路は約9割の整備が完了している。</p> <p>整備済みの地域では、用水不足の解消や維持管理労力の軽減が図られており、一定の事業効果が発現している。</p> <p>地元からは、早期に事業効果が発現するよう、本事業の早期完成を要望されている。</p> <p>今後もコスト縮減を図りつつ、環境との調和に配慮しながら、用水路及び排水路の整備を着実に推進することが望まれる。</p>
補助金 交付の方針	予算を割り当てる。

水利施設等保全高度化事業

だいにたらぎ 「第二多良木地区」事業概要図 【No. 29】



農業農村整備事業等再評価地区別資料

局 名	九州農政局
-----	-------

都道府県名	鹿児島県	関係市町村名	かのやし きもつきぐんきもつきちよう 鹿屋市、肝属郡肝付町
事業名	水利施設等保全高度化事業	地区名	だいさんかさのほら 第三笠野原
事業主体名	鹿児島県	事業採択年度	平成 27(2015)年度
<p>〔事業内容〕</p> <p>事業目的： 本地区は、鹿児島県大隅半島の中央部に位置し、鹿屋市・肝付町の1市1町にまたがる受益面積 2,347ha の畑作農業地帯であり、畑地かんがい用水を利用した露地野菜、工芸作物及び飼料作物を主体とした農業が展開されている。一方、畑地かんがい施設は昭和 55(1980)年度の完成以降、水を利用した農業が展開されているが、近年、老朽化に伴う施設の機能低下や、用水路の破損を要因とする漏水などの突発事故（道路陥没や宅地・農作物被害等）が発生している。このため、用水路や給水栓をはじめとする畑地かんがい施設の更新を実施し、農業用水の安定供給を図り、農業経営の安定化と農業所得の維持・向上を図るものである。</p> <p>受益面積： 2,347ha 主要工事計画： 用水路 122km 給水栓 3,350か所</p> <p>総事業費： 5,677百万円（計画総事業費：5,600百万円）</p> <p>工期： 平成 27(2015)年度～令和 12(2030)年度 （計画工期：平成 27(2015)年度～令和 12(2030)年度）</p> <p>関連事業： 国営施設機能保全事業笠野原地区</p>			
<p>〔項目〕</p> <p>ア 事業の進捗状況</p> <p>平成 27 年度の事業開始以降、令和 6 年度までに用水路は約 6 割（79 km/122 km）、給水栓は約 7 割（2,497 か所/3,350 か所）進捗している。</p> <p>① 計画工期に対して著しい変更は認められないか 計画工期の著しい変更はなく、令和 12(2030)年度の完了に向け計画的な事業実施に努める。</p> <p>② 地元負担等について、関係者間の合意形成が図られているか 地元負担について関係者との合意形成が図られている。</p> <p>イ 関連事業の進捗状況</p> <p>本地区の関連事業は「国営施設機能保全事業笠野原地区」である。令和 6(2024)年度までの進捗率 65%であり、早期効果発現に向けて各施設の整備を進めている。</p>			

- ① 「農業農村整備事業管理計画」等に即し、関連施策等との連携・調整が行われているか
農業農村整備事業管理計画に即し、適切に連携・調整が行われている。
- ② 国営附帯地区については、国営事業との進捗調整が図られているか
国営附帯事業は、昭和 34(1959)年度より整備された「笠野原土地改良事業」の更新事業であり、現在、国において「国営施設機能保全事業」として更新整備事業を実施している。
県営事業においては、国営事業の現行事業の進捗を踏まえ、事業実施を行っている。

ウ 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化

- ① 受益面積の増又は減が10%未満であるか
計画変更（令和6(2024)年3月計画確定）以降、受益面積の変更は生じていない。
- ② 主要工事計画の著しい変更が認められないか
計画変更（令和6(2024)年3月計画確定）以降、主要工事計画の変更は生じていない。

エ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む）

本地区は、農業効果の算定基礎となる地域農業振興の基本方針などの諸情勢の変化を踏まえた計画変更を行っており、計画変更以降、費用対効果分析の基礎となる要因の変化は生じていない。

- ① 工法や事業量の変更に伴う事業費増分（労賃又は物価の変動によるものを除く。）が計画事業費の10%未満であるか
計画変更（令和6(2024)年3月計画確定）以降、10%以上の計画事業費の変動は生じていない。
- ② 市町村等が策定する農業振興計画等との整合が図られているか
鹿屋市及び肝付町の農業振興地域整備計画と整合が図られている。
- ③ 費用対効果分析の結果
(B/C) 2.03（現計画時：1.53）

オ 事業コスト縮減等の可能性

- ① 配管の再検討によるコスト縮減
複数の用水路の統合を検討し、事業の合理化を図った。
(国道220号線横断箇所 8か所→2か所へ減)
- ② 新しい配管規格の採用によるコスト縮減
更新するダクタイル鋳鉄管について、従来は最低管厚のDB種を採用していたが、建設コストの低減や工期短縮などの効果が期待できる新製品(ALW形)を採用することにより、コスト縮減を図っている。

カ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向

本地区の畑地かんがい施設は、水を利用した農業が展開されているが、近年、老朽化に伴う施設の機能低下や用水路の破損を要因とする漏水などの突発事故が発生している。

このため、受益者・市町・土地改良区は、営農の省力化や農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業による畑地かんがい施設更新の早期完了を要望している。

キ 代替案の実現可能性
該当なし

ク その他

① 環境等の調和への配慮

本地区は施工時の機械等の周辺への騒音・振動、排出ガスによる大気汚染の影響や石綿管撤去・切断に伴う粉じん発散が懸念された。そのため、施工時には建設機械を使用する際には、低騒音・低振動機械・排出ガス対策建設機械を導入すること、また、石綿管については原則撤去となるが、土地所有者（道路管理者等）との協議により、存置について了解が得られた場合には、存置することで、石綿材の粉じん発散防止（環境配慮）に努めている。ただし、協議の結果、撤去する場合には「石綿障害予防規則」に基づき処分する。

なお、生態系への配慮については、田園環境マスタープラン等における保全対象生物が工事実施区域には生息していないことから、実施していない。

② 計画変更

第1回計画変更年月日（計画確定日） 令和6（2024）年3月25日

事業主体の 事業実施方針	継続する。
事業主体の 予算要求方針	令和8年度予算を要求する。
第三者 の意見	本地区では、現在までに用水路は約7割、給水栓は約8割の整備が完了している。 整備済みの地域では、老朽化に伴う施設の機能低下や管路の破損を要因とする漏水などの突発事故が減少するなど、一定の事業効果が発現している。 地元からは、営農の省力化や農業用水確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業の早期完了が要望されている。 今後もコスト縮減を図りつつ、環境との調和に配慮しながら、畑地かんがい施設の整備を着実に推進することが望まれる。
補助金 交付の方針	予算を割り当てる。

水利施設等保全高度化事業

だいさんかさのほら

「第三笠野原地区」事業概要図

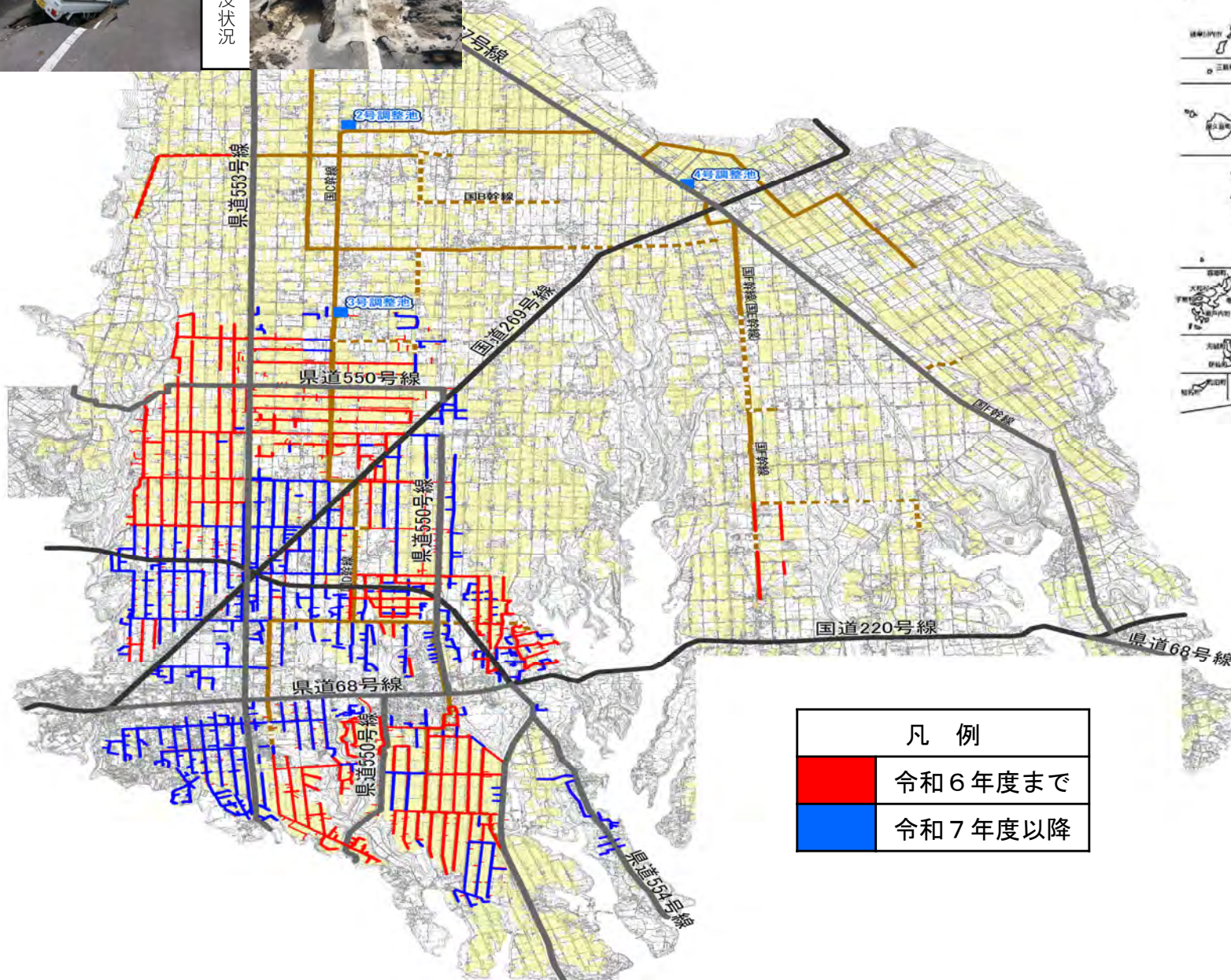
【No. 30】



道路陥没状況



第三笠野原地区一般計画図



鹿児島県

主要工事	用水路	122km
	給水栓	3,350か所

凡例	
	令和6年度まで
	令和7年度以降

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局 名	九州農政局
-----	-------

都道府県名	鹿児島県	関係市町村名	おおしまぐんとくのしまちよう 大島郡徳之島町
事業名	水利施設等保全高度化事業	地区名	だいにみなみがめ 第二南亀
事業主体名	鹿児島県	事業採択年度	平成 27(2015)年度
<p>〔事業内容〕</p> <p>事業目的： 本地区は、農業を基幹産業とする畑作農業地帯である。国営農地開発、県営畑地帯総合整備事業及び団体営整備等により区画整理が実施され営農条件は改善されている。</p> <p>しかし、離島という立地条件や降雨の偏りが大きいこともあり、干ばつ被害や強風、潮風による塩害を受けやすく、天候頼みの不安定な農業経営を強いられている。また、本地区の西側団地では区画が不整形であり、効率的な農業ができない状況である。</p> <p>このため、国営かんがい排水事業「徳之島用水地区」にて造成された「徳之島ダム」を水源とした末端畑地かんがい施設（新設）を整備し、西側団地の区画整理未整備地区を併せて整備することにより生産性を高め、国営事業と一体化した効果の発現を図る。これにより、農業の生産性向上、規模拡大と担い手農家の育成を図り、地域農業の発展を目指す。</p> <p>受益面積： 110ha</p> <p>主要工事計画： 農業用排水施設 110ha 区画整理 27ha（整地工 21ha、農道 1 km、排水路 2 km、土壌改良 41ha、排水処理工 30ha）</p> <p>総事業費： 2,836 百万円（計画総事業費：2,777 百万円）</p> <p>工期： 平成 27(2015)年度～令和 10(2028)年度 （計画工期：平成 27(2015)年度～令和 8 (2026)年度）</p> <p>関連事業： 国営かんがい排水事業徳之島用水地区</p>			
<p>〔項目〕</p> <p>ア 事業の進捗状況</p> <p>平成 27 年度の事業開始以降、令和 6 年度までに農業用排水施設は約 9 割(104ha/110ha)、区画整理は約 9 割(25ha/27ha) 進捗している。</p> <p>計画工期に対して著しい変更は認められないか</p> <p>畑地かんがい施設整備にあたって、1 区画のほ場に複数の地権者等がいる場合、ほ場内配管位置の調整に時間を要したが、令和 10(2028)年度の完了に向けて計画的な事業実施に努める。</p> <p>地元負担等について、関係者間の合意形成が図られているか</p> <p>地元負担について関係者との合意形成が図られている。</p>			

イ 関連事業の進捗状況

本地区の関連事業は「国営かんがい排水事業徳之島用水地区」である。平成 29(2017)年度に事業が完了していることから、水源である徳之島ダムの供用がすでに開始されている。

「農業農村整備事業管理計画」等に即し、関連施策等との連携・調整が行われているか
農業農村整備事業管理計画に即し、適切に連携・調整が行われている。

国営附帯地区については、国営事業との進捗調整が図られているか
国営事業が完了していることから、本事業の早期完了を図る。

ウ 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化

受益面積の増又は減が 10%未満であるか

計画変更（令和 7(2025)年 4 月計画確定）以降、受益面積の変動は生じていない。

主要工事計画の著しい変更が認められないか

計画変更（令和 7(2025)年 4 月計画確定）以降、主要工事計画の変更は生じていない。

エ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む）

本地区は、農業効果の算定基礎となる地域農業振興の基本方針などの、諸情勢の変化を踏まえた計画変更を行っており、計画変更以降、費用対効果分析の基礎となる要因の変化は生じていない。

工法や事業量の変更に伴う事業費増分（労賃又は物価の変動によるものを除く。）が計画事業費の 10%未満であるか

計画変更（令和 7(2025)年 4 月計画確定）以降、工法や事業量の変更に伴う計画事業費の変更は生じていない。

市町村等が策定する農業振興計画等との整合が図られているか

徳之島町の農業振興地域整備計画と整合が図られている。

費用対効果分析の結果

(B/C) 1.22 (現計画時：1.07)

オ 事業コスト縮減等の可能性

工事に伴う建設発生土について、処分場に搬出せず可能な限り農地へ還元するなど有効利用できるよう、地権者等に積極的に声かけを行っており、処分費用の縮減に努めている。

また、用水施設の管理設時の埋設深さについて浅埋設（1.2m 0.6m）とするなど、積極的にコスト縮減に努めている。

カ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向

受益地ではさとうきびを基幹に露地野菜などを中心とした栽培が行われており、徳之島ダムからの通水に伴い、平成 28(2016)年度から本地区でも水利用が開始されたことにより、畑地かんがい用水を活用した高収益作物栽培の推進や作物の生産性向上に取り組んでいるところである。

受益者・町・土地改良区は、営農の省力化や農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業による農業用排水施設・区画整理の早期完了を要望している。

キ 代替案の実現可能性

該当なし

ク その他

環境等の調和への配慮

本地域は、「アマミノクロウサギ」などの希少生物が近隣の山林等で確認されている。本事業を行うことで、希少生物を含む各種生物の生息場所や餌場が改変され、生態系に悪影響を及ぼすような直接的影響は無いが、重機等の振動や騒音による影響が懸念されることから、排ガス対策型や低騒音・低振動型の作業機械を使用し、各種生物へ配慮している。

また、工事の実施においては、降雨時に土砂流出等が懸念されるため、降雨時は工事を実施しないなど、海洋生物の生息環境へも配慮している。

計画変更

第1回計画変更年月日（計画確定日） 令和7（2025）年4月25日

事業主体の事業実施方針	継続する。
事業主体の予算要求方針	令和8年度予算を要求する。
第三者の意見	本地区では、関連事業で整備された徳之島ダムの供用が開始され、畑地かんがい施設等の整備が進んでいる。 既に畑地かんがい施設が整備され、区画整理が行われたほ場では、高収益作物であるばれいしょの単収が増加するなど、効果が発現している。 地元からは、営農の省力化や農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業の早期完了が要望されている。 今後もコスト縮減を図りつつ、環境との調和に配慮しながら、畑地かんがい施設等の整備を着実に推進することが望まれる。
補助金交付の方針	予算を割り当てる。

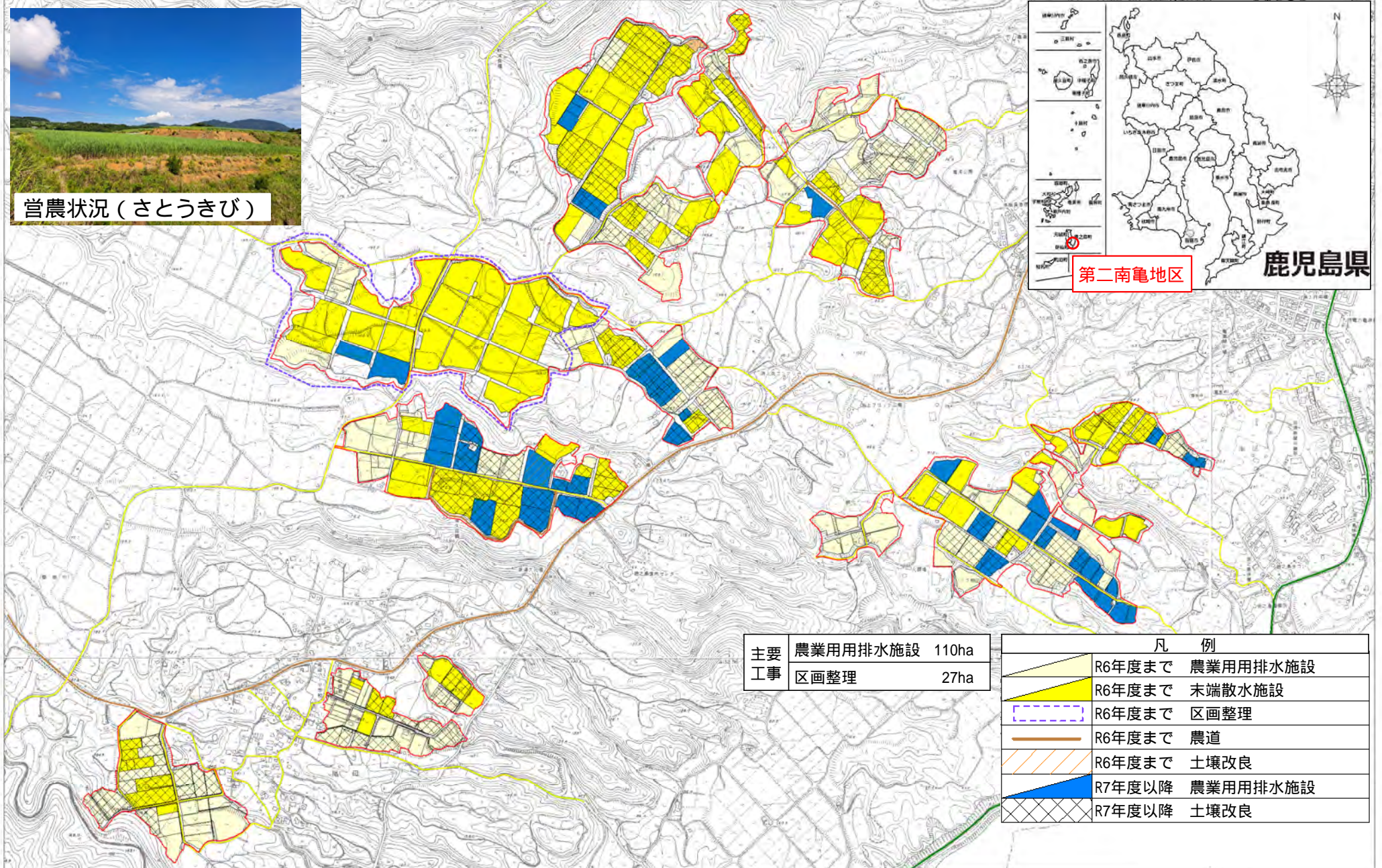
水利施設等保全高度化事業

だいにみなみがめ

「第二南亀地区」事業概要図 【No.31】



営農状況（さとうきび）



主要 工事	農業用排水施設	110ha
	区画整理	27ha

凡 例	
	R6年度まで 農業用排水施設
	R6年度まで 末端散水施設
	R6年度まで 区画整理
	R6年度まで 農道
	R6年度まで 土壌改良
	R7年度以降 農業用排水施設
	R7年度以降 土壌改良